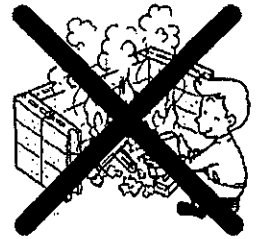




野焼きはやめましょう！

野焼きに伴う煙の影響により、近隣住民の方からの健康への不安や臭気等に関する苦情・相談が多く寄せられています。

野焼きは法律で禁止されていますので、枯葉・木枝は、ごみステーションへ適正に排出するようお願いいたします。



1回に2袋まで



1回に3束まで

◆禁止行為の例外

- ・たき火等、日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

※ たき火等禁止行為の例外であっても燃やす量や場所、風向きに十分注意するなど、近隣住民の方への最大限の配慮をお願いします。

農家の方へ 稲わら・もみ殻の焼却についてのお願い

近年、稲わら・もみ殻の焼却に伴う煙や臭気等についても、苦情や相談が増えています。

できるだけ焼却しない処理方法をとられますようお願いいたします。

やむを得ず焼却される場合には、一度に大量の焼却を行うことを避け、近くに民家などがあるときは、風向きや焼却場所、時間帯に十分配慮してください。また、道路沿いなどでは煙で交通を妨げることがないように注意してください。

なお、家庭で発生したごみやビニール類（肥料の袋など）を焼却することは法律で禁止されています。



【問合先】市原市役所クリーン推進課 ☎0436-23-9053

野焼きストップコール(土日祝日及び夜間 17:15~8:30 ☎24-5374)

生ごみ処理機・肥料化容器の活用を！

現在家庭から出る生ごみは、燃やすごみの総量の約4割を占めています。ごみを減らすには、生ごみの減量が効果的です。生ごみ処理機や肥料化容器を使うと、生ごみを乾燥させたり、たい肥化したりして、家庭から出るごみの量を大幅に減らせます。ひとりひとりがごみの減量を目指して、できることから始めてみましょう。

生ごみ処理機・肥料化容器の購入費を補助します！

市では、生ごみ処理機（肥料化容器）を購入した市民の方に、その費用の一部を補助しており、詳しくは以下のとおりです。



種 別	補 助 額	要 件
生ごみ処理機	購入価格（税抜）の1/3 限度額 20,000円	3年間に1世帯1基のみ
生ごみ肥料化容器	購入価格（税抜）の1/2 限度額 3,000円	3年間に1世帯2基まで

※発酵補助資材は、生ごみ肥料化容器1基につき、1kgまでが補助対象となります。

資源物の集団回収を始めませんか

集団回収は、行政回収よりも効率的な回収システムです。市では、町会、子ども会、PTAなどが行う資源物の集団回収に対して助成を行い、積極的に推進しています。

みなさんも身近にできる環境活動の中で、団体の活動費の助けにもなる集団回収を是非始めてみませんか。

資源回収のメリット

・業者が資源物を買取ります

業者は、対象の資源物を、市況価格に応じた単価で買い取ってくれます。

・市から助成金が支給されます

回収量に応じ、1kg当たり4円（ペットボトルについては10円）の助成金が出ます。

・地域のコミュニティづくりに役立ちます

この活動を通じ、コミュニケーションの輪が広がり、地域の連帯感が深まります。また、収益を団体活動に役立てることができます。

【資源回収の対象となる資源物】

- ・金属類
- ・布類
- ・紙類（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・シュレッダー・紙パック）
- ・生きびん（一升びん・ビールびん）
- ・ペットボトル



【問合せ先】市原市役所 クリーン推進課 ☎0436-23-9053